

事務連絡
令和2年1月23日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月22日時点で445名（うち死亡が9名）であり、1月15日には日本国内においても武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

1月24日からは春節を迎えて、多数の中国人旅行者の訪日が予想され、宿泊施設滞在中に当該肺炎を発症する可能性もあるため、下記について貴管内の旅館業営業者及び関係団体に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴自治体の感染症担当部局と適宜連携を図っていただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
3. 宿泊者が、宿泊施設滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3. により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 宿泊施設の従業員に対しては、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨すること。特に、3. の発症の申し出があった当該宿泊者に対応した従業員は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。

